

香取市地域公共交通協議会 (第 41 回協議会資料)

目 次

議題 1	地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について 1
議題 2	交通不便地域指定の申請について 4

議題1 地域内フィーダー系統確保維持改善計画の策定について

小見川循環バス及び小見川乗合タクシーについては、国の支援策である地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、路線維持を図ってきた。

引き続き補助を受けるためには、道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議（香取市地域公共交通協議会）において、地域内フィーダー系統確保維持計画を協議し、承認を得る必要がある。

については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条の規定による「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」を策定したので、その内容を協議する。

●事業の目標について

・小見川循環バス

【利用者数の増加】

現在の令和3年度計画（令和2年10月～令和3年9月）では、小見川循環バスの利用者数の計画値を、令和3年度13,200人、令和4年度13,350人、令和5年度13,500人と設定している。

この計画に対し、令和3年度上半期（令和2年10月～令和3年3月）の実績5,907人から推計すると、令和3年度計画の実績は、11,800人程度と見込まれる。

新型コロナウイルス感染症による千葉県立高等学校の休校措置により、利用者減少の影響を受けている令和2年度実績ではなく、令和元年度実績（平成30年10月～令和元年9月）と比較すると、上の台経由で約300人、城山公園経由で約900人、合計で約1,200人の減少が見込まれる。

	令和元年度 (H30.10～R1.9)	令和2年度 (R1.10～R2.9)	令和3年度上半期 (R2.10～R3.3)	令和3年度見込み (R2.10～R3.9)
上の台経由	5,612	3,987	2,652	5,304
城山公園経由	7,439	5,943	3,255	6,510
合計	13,051	9,930	5,907	11,814

以上から、令和4年度計画の計画値は、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の令和元年度実績値まで、段階的に押し上げることを目標とした数値とし、令和4年度12,000人、令和5年度12,240人、令和6年度12,480人とする。

【収支率の改善】

令和4年度計画の計画値は、前述のとおり比較年度を令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）実績の15.2%から、令和3年運賃改定を考慮し、令和4年度16.9%、令和5年度17.3%、令和6年度17.6%とする。

・小見川乗合タクシー

【利用者数の増加】

現在の令和3年度計画（令和2年10月～令和3年9月）では、小見川乗合タクシーの利用者数の計画値を、令和3年度6,700人、令和4年度6,750人、令和5年度6,800人と設定している。

この計画に対し、令和3年度上半期（令和2年10月～令和3年3月）の実績3,166人から推計すると、令和3年度計画の実績は、6,330人程度と見込まれる。

	令和元年度 (H30.10～R1.9)	令和2年度 (R1.10～R2.9)	令和3年度上半期 (R2.10～R3.3)	令和3年度見込み (R2.10～R3.9)
利用者数(人)	6,396	6,340	3,166	6,332

以上から、令和4年度計画の計画値は、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、令和4年度6,400人、令和5年度6,500人、令和6年度6,600人とする。

【収支率の改善】

令和4年度計画の計画値は、前述のとおり比較年度を令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）実績の12.5%から、令和3年運賃改定を考慮し、令和4年度16.4%、令和5年度16.6%、令和6年度16.9%とする。

●目標達成に向けた事業及びその実施主体

・小見川循環バス

公共交通マップを作成し、運行情報の効果的な提供を行う。

（香取市、事業者）

中学卒業予定者に対し、利用促進リーフレットを配布する。

（香取市）

千葉県立小見川高等学校と連携した利用促進活動を行う。

（香取市、高等学校）

- ・小見川乗合タクシー
公共交通マップを作成し、運行情報の効果的な提供を行う。
(香取市)
利用者アンケートを実施し、サービス内容の見直し等を行う。
(香取市、事業者)

●参考 令和3年度計画の目標値

- ・小見川循環バス
目標 利用者数の増加
令和3年度 13,200人
令和4年度 13,350人
令和5年度 13,500人

目標 収支率の改善
令和3年度 16%以上
令和4年度 17%以上
令和5年度 18%以上
- ・小見川乗合タクシー
目標 利用者数の増加
令和3年度 6,700人
令和4年度 6,750人
令和5年度 6,800人

目標 収支率の改善
令和3年度 15%以上
令和4年度 17%以上
令和5年度 19%以上

議題2 交通不便地域指定の申請について

地域内フィーダー系統確保維持補助金は、交通不便地域の指定が補助要件となっている。交通不便地域とは、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を受けて運行される系統の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が在しない地域を指す。

令和3年9月末をもって、交通不便地域の指定期間が満了することに伴い、交通不便地域の指定を改めて申請するものである。

交通不便地域の指定は、道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議（香取市地域公共交通協議会）において、協議し、承認を得る必要がある。

地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定に係る審査方針の規定により、「交通不便地域指定申請書」を作成したので、その内容を協議する。